要届出管理区域台帳

大阪市

整理番号	整-30-1	指定年月日・指定番号	平成30年7月27日 届管指－9号	所在地	大阪市此花区高見一丁目44番4、44番7の各一部
調製・訂正年月日	平成30年7月27日調製、平成30年8月23日訂正、平成31年2月22日訂正、令和2年6月26日訂正				
要届出管理区域の概況	更地			面積	200.0㎡
条例第81条の21の4の3第3項の規定に基づき指定された要届出管理区域にあっては、その旨					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された要届出管理区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び管理有害物質の種類					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要届出管理区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた要届出管理区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
第48条の50各号に該当する区域にあっては、その旨					

要届出管理区域内の土壌の汚染状態	報告受付年月日	指定に係る管理有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
	平成30年5月16日	ダイオキシン類	[含有量基準]・溶出量基準・第二溶出量基準	大成建設株式会社

土地の形質の変更の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成30年8月 （平成30年2月）	平成30年3月	盛土によるヤード整備	海老江ｳｫｰﾀｰﾘﾝｸ㈱	有・[無]	
	平成31年2月	令和元年7月	DXN類基準不適合土壌掘削除去	海老江ｳｫｰﾀｰﾘﾝｸ㈱	[有]・無	汚染土壌処理業者